

教育職員免許法等施行細則の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行により、「懲役・禁錮」が「拘禁刑」に改められることとなったことから、本規則中に定める様式の文言を改める。
- (2) 様式に文言漏れがある箇所を改める。

2 改正の内容

- (1) 様式第1号及び様式第2号の2の誓約欄に係る「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- (2) 様式第1号の誓約欄に係る見出しの条文番号に「第」を入れる。

3 施行期日

令和7年6月1日

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。																																							
令和 7 年 月 日																																							
																														宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎									
宮崎県教育委員会規則第 号																																							
教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則																																							
教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。																																							
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																																							
改正前																				改正後																			
様式第1号（第29条－第29条の3関係）																				様式第1号（第29条－第29条の3関係）																			
[略]																				[略]																			
[略]																				[略]																			
(教育職員免許法第5条第1項3号から6号までの規定)																				(教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定)																			
3号 禁錮以上の刑に処せられた者																				3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者																			
[略]																				[略]																			
[略]																				[略]																			
様式第2号の2（第30条、第33条関係）																				様式第2号の2（第30条、第33条関係）																			
[略]																				[略]																			
[略]																				[略]																			
3号 禁錮以上の刑に処せられた者																				3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者																			
[略]																				[略]																			
[略]																				[略]																			
附 則																																							
この規則は、令和7年6月1日から施行する。																																							